

令和5年12月28日
国 税 庁

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）
に対する意見募集の結果について

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）につきましては、令和5年11月15日（水）から12月15日（金）まで郵送、FAX、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、3通の御意見をいただきました。お寄せいただきました御意見と御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

御意見の全文は財務省地下1階閲覧窓口において閲覧に供します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の受理状況

○郵便等によるもの	0通
○FAXによるもの	0通
○インターネットによるもの	3通
合 計	3通

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対して提出された御意見及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
全般	<p>改正に反対である。</p> <p>変更することにより一意に解釈できない文言となり、法令解釈としてはいかなものかと疑念を抱いた。</p>	<p>本改正は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2023年6月9日閣議決定)に掲げられているアナログ規制の横断的見直し「定期検査・点検」に該当することを踏まえ行ったものであり、事業者が行う保守管理を基準として機器の検査を行うこととしており、要件は明確であると考えます。</p>
器差試験の方法等に関する御意見	<p>第47条5項(2)イ「計量士等による器差試験」は5年以内に行うべきものでしょうか。それとも第47条5項(2)イ「計量士等による器差試験」は第47条5項(2)ロ(㊦)に準じた期間で行うべきものなので、今回の改正で第47条5項(2)ロ(㊦)の改正後と同様となるのでしょうか。</p> <p>第47条5項(2)イ「計量士等による器差試験」において器差の確認を行うべき年数を明文化すべきだと考えます。</p>	<p>流量計の使用にあたっては、第47条第1項関係3(5)ニ(㊦)において、「第47条第1項関係5〈酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い〉の(2)〈器差試験の方法等〉に定めるところにより器差試験を行ったもの」と定めていることから、計量士等による器差試験についても、改正後の第47条第1項関係5(2)ロ(㊦)と同様となります。</p>